

丹波市条例第 3 号

丹波市未来都市創造審議会設置条例

(設置)

第 1 条 丹波市の持続可能なまちづくりに向けた都市構造のあり方について、市民参画により必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、丹波市未来都市創造審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、丹波市の持続可能なまちづくりに向けた都市構造に関する事項について、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) 公共的団体の代表者
- (4) 各種団体等から選出された者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、所掌事務の終了をもって終わるものとし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、未来都市創造部において処理する。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2項第2号に規定する公募の方法による委員の選任に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。